

○

信用金庫法施行規則第二百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項
(平成二十七年金融庁告示第八号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を「これ」に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「一重傍線」を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に「これ」に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に「これ」に対応するものを掲げていかないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<u>(別紙様式第一号)</u> 〔別紙1〕	〔別紙様式を加える。〕
<u>(別紙様式第二号)</u> 〔別紙2〕	〔別紙様式を加える。〕
<u>(別紙様式第三号)</u> 〔表略〕	<u>(別紙様式第一号)</u> 〔同左〕
(注) この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。	(注)
(1) 適格流動資産	(1) 適格流動資産

項番1 「適格流動資産の合計額」の欄には、流動性比率告示第八条において読み替えて準用する流動性比率告示（以下この様式において「準用流動性比率告示」という。）第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

項番1 「適格流動資産の合計額」の欄には、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

（2）資金流出額

a 项番2 「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。）を記載する。

b 项番3 「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第二十条第一項（準用流動性比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（準用流動性比率告示第一条第五十一条に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二条に規定する中小企業等安定的定期預金に該当する

（2）資金流出額

a 项番2 「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において準用する流動性カバレッジ比率告示（以下「準用流動性カバレッジ比率告示」という。）第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。）を記載する。

b 项番3 「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第二十条第一項（準用流動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預

ものを除き、準用流動性比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。) の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

c 項番4 「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第二十一条第一項（準用流動性比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（流動性比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するもの）に規定する準安定預金（第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、準用流動性比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

d 項番5 「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金

金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。) の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

c 項番4 「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第二十一条第一項（準用流動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

d 項番5 「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金

調達に係る資金の額（準用流動性比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。）を記載する。

e 項番6 「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金（準用流動性比率告示第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

f 項番7 「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、準用流動性比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準用流動性比率告示第二十七条又は第二十八条に定めた額の合計額を記載する。

調達に係る資金の額（準用流動性カバレッジ比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。）を記載する。

e 項番6 「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金（流動性カバレッジ比率告示第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

f 項番7 「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、準用流動性比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準用流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

g 項番8 「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前

前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券（準用流動性比率告示第一条第四十五条号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。）に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

h 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第三十二条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

i [略]

j 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第三十五条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、準用流动性比率告示第三十六条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、準用流动性比率告示第四十条第二項に規定する格下げ時資金流出額、準用流动性比率告示第四十一条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、準用流动性比率告示第四十二条第二項に規定する超過担保受入額、準用流动性比率告示第四十三条第二項に

g 項番8 「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前

前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券（流動性カバレッジ比率告示第一条第四十五条号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。）に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

h 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三十二条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

。

i [同左]

j 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第三十五条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、準用流动性カバレッジ比率告示第三十六条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、準用流动性カバレッジ比率告示第四十条第二項に規定する格下げ時資金流出額、準用流动性カバレッジ比率告示第四十二条第二項に規定する超過担保受入額、準用流动性カバレッジ比率告示第四十三条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、流動

規定する未提供担保の額及び準用流動性比率告示第四十四条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第三十四条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。

k

項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十五条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。

1 [略]

m 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、準用流動性比率告示第五十六条第一項の支払を行う金銭の額、準用流動性比率告示第五十七条第一項の差し入れる金銭の額、準用流動性比率告示

記載する。

k

項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定期額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十五条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。

1 [同左]

m 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示

第五十八条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するもの額、準用流動性比率告示第五十九条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、準用流動性比率告示第六十条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるもの合計額及び準用流動性比率告示第六十一条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十八条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び準用流動性比率告示第五十五条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

n 項番15 「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第五十条各号に掲げるものに係る準用流動性比率告示第一条第七十三号に規定するファシ

シジ比率告示第五十六条第一項の支払を行う金銭の額、流動性力バレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十七条第一項の差し入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十八条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十九条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、流動性カバレッジ比率告示第六十条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるもの合計額及び準用流動性比率告示第六十一条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十八条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び準用流動性比率告示第五十五条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

。

n 項番15 「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十条各号に掲げ

リティ未使用枠の額、準用流動性比率告示第五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、準用流動性比率告示第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び準用流動性比率告示第五十三条の流動性ストレス時に信用金庫連合会が行うと見込まれるもの額及び準用流動性比率告示第五十四条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

るものに係る流動性カバレッジ比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の合計額、流動性カバレッジ比率告示第五十三条の流動性ストレス時に信用金庫連合会が行うと見込まれるもの額及び準用流動性カバレッジ比率告示第五十四条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第五十条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第八条に規定する資金流出額を記載する。

○ 項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

○ 項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

a 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十三条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この

(3) 資金流入額

a 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十三条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号

項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

b 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十五条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十五条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

c

項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十七条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、準用流動性比率告示第六十八条第二項に規定する基準日から三十日を経過するまでの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、準用流動性比率告示第七十条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、準用流動性比率告示第七十一条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、準用流動性比率告示第七十二条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日まで

一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

b 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十五条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第六十五条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

c

項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、準用流動性カバレッジ比率告示第六十八条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、準用流動性比率告示第七十条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、準用流動性比率告示第七十一条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、準用流動性比率告示第七十二条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日まで

の間に発生するものの額、準用流動性比率告示第七十三条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び準用流動性比率告示第七十四条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十七条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、準用流動性比率告示第六十八条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び準用流動性比率告示第六十九条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

d 項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十二条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十三条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十四条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、準用流動性カバレッジ比率告示第六十八条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び準用流動性カバレッジ比率告示第六十九条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

d 項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 単体流動性カバレッジ比率

a 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、準用流動性比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。

b 項番22「純資金流出額」の欄には、準用流動性比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。

c 項番23「単体流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番2で除して得た値を記載する。

d [略]

(5) その他

a 附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第三号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。

(5) その他

a この別紙様式第一号は、平成二十七年六月三十日（以下「適用日」という。）以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。また、附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第一号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。

b この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等が

(4) 単体流動性カバレッジ比率

a 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。

b 項番22「純資金流出額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。

c 項番23「単体流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番2で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第二位までを記載する。

d [同左]

ない場合には項を削除せず、「-」を記載する。

値についてこの別紙様式第一号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第一号を作成することができる。

〔加える。〕

C この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

d この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

〔加える。〕

(別紙様式第四号)

〔表略〕

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(別紙様式第二号)

〔同左〕

(注)

(1) 適格流動資産

項目番1「適格流動資産の合計額」の欄には、流動性比率告示第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(1) 適格流動資産

項目番1「適格流動資産の合計額」の欄には、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成二十六年金融庁告示第五十九号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。)第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

a 項番2 「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。）を記載する。

b 項番3 「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第二十条第一項（流動性比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（流動性比率告示第一条第五十号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二条に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

c 項番4 「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第二十一条第一項（流動性比率告示第二十二条及び第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（流動性比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

a 項番2 「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。）を記載する。

b 項番3 「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第二十条第一項（流動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

c 項番4 「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第二十一条第一項（流動性カバレッジ比率告示第二十二条及び第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

元第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。) に規定する準安定預金(流動性比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。) の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- d 項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額(流動性比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。) の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。) を記載する。
- e 項番6「うち、適格オペレーシヨナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーシヨナル預金(流動性比率告示第二十九条第一項に規定する適格オペレーシヨナル預金をいう。以下eにおいて同じ。) の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレ

動性カバレッジ比率告示

第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。) に規定する準安定預金(流動性カバレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。) の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- d 項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額(流動性カバレッジ比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。) の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。) を記載する。
- e 項番6「うち、適格オペレーシヨナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーシヨナル預金(流動性カバレッジ比率告示第二十九条第一項に規定する適格オペレーシヨナル預シヨナル預金をいう。以下eにおいて同じ。) の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、

一ショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

f 項番7 「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金のうち、流動性比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、流動性比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

g 項番8 「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券（流動性比率告示第一条第四十五号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。）に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

h 項番9 「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第三十二条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

f 項番7 「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

g 項番8 「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券（流動性カバレッジ比率告示第一条第四十五号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。）に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

h 項番9 「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三十二条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

i [略]

j 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第三十五条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、流動性比率告示第三十六条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、流動性比率告示第四十条第二項に規定する格下げ時資金流出額、流動性比率告示第四十二条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、流動性比率告示第四十三条第二項に規定する超過担保受入額及び流動性比率告示第四十四条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第三十四条に規定するデリバティ取引等に係る資金流出額を記載する。

k 項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。

1 項番13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第四

i [同左]

j 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三十五条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、流動性カバレッジ比率告示第三十六条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、流動性カバレッジ比率告示第四十条第二項に規定する格下げ時資金流出額、流動性カバレッジ比率告示第四十二条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、流動性カバレッジ比率告示第四十三条第二項に規定する超過担保受入額及び流動性カバレッジ比率告示第四十四条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三十四条に規定するデリバティ取引等に係る資金流出額を記載する。

k 項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。

1 項番13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比

十六条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。

m 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性比率告示第五十六条第一項の支払を行う金銭の額、流動性比率告示第五十七条第一項の差し入れる金銭の額、流動性比率告示第五十八条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性比率告示第五十九条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、流动性比率告示第六十条の配当その他これに準ずる金銭の支払であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるもの額の合計額及び流動性比率告示第六十一条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第四十八条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び流動性比率告示第五十五条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

率告示第四十六条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。

m 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性カバレッジ比率告示第五十六条第一項の支払を行う金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第五十七条第一項の差し入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第五十八条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に発生する有価証券の時価、流動性カバレッジ比率告示第五十九条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、流動性カバレッジ比率告示第六十条の配当その他これに準ずる金銭の支払であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるもの額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第六十一条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十八条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び流動性カバレッジ比率告示第五十五条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

- n 項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第五十条各号に掲げるものに係る流動性比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性比率告示第五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性比率告示第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び流動性比率告示第五十四条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。
- 項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。
- (3) 資金流入額
- a 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第六十三条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同
- n 項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第五十条各号に掲げるものに係る流動性カバレッジ比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性カバレッジ比率告示第五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性カバレッジ比率告示第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第五十四条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。
- 項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。
- (3) 資金流入額
- a 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十三条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同

規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

- b 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第六十五条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

- c 項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第六十七条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、流動性比率告示第六十八条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、流動性比率告示第七十条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性比率告示第七十一条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性比率告示第七十二条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性比率告示第七十三条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性比率告示第七十四条第一項に規定するその他の契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比

条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

- b 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十五条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

- c 項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、流動性カバレッジ比率告示第六十八条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第七十条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十一条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十二条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性比率告示第七十三条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性カバレッジ比率告示第七十四条第一項に規定するその他の契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。

率告示第六十七条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、流動性比率告示第六十八条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び流動性比率告示第六十九条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

d 項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 連結流動性カバレッジ比率

- a 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、流動性比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番22「純資金流出額」の欄には、流動性比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。
- c 項番23「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番22で除して得た値を記載する。
- d [略]

載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第六十八条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び流動性カバレッジ比率告示第六十九条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

d 項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 連結流動性カバレッジ比率

- a 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番22「純資金流出額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。
- c 項番23「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番22で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第二位までを記載する。
- d [同左]

(5) その他

a 附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第四号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。

b この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「—」を記載する。

b 通用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第二号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第二号を作成することができる。

c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

d この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

[別紙様式を削る。]

(別紙様式第三号)

(単位:百万円、%)

KM1: 主要な指標 (単体)

(5) その他

a この別紙様式第二号は、平成二十七年六月三十日（以下「適用日」という。）以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。また、附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第二号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。

b 通用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第二号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第二号を作成することができる。

c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

[加える。]

国際様式の該当番号	イロハニホノ				
	当四半期	前四半期	前々四半期	前四半期	前四半期

単体流動性カバレッジ比率

15 算入可能適格流動性資産の合計額					
16 純資金流出額					
17 単体流動性カバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- b この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるとき

は、これを切り捨てる事。

〔別紙様式を削る。〕

(別紙様式第四号)

(単位:百万円、%)

KMI: 主要な指標 (連結)					
国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	当四半期	前四半期	前々四半期	二の前四半期	二の前四半期

連結流動性カバレッジ比率					
15 算入可能適格流動性資産の合計額					
16 純資金流出額					
17 連結流動性カバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- b この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第五号)

[別紙3]

(別紙様式第六号)

[別紙4]

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(単位：百万円、%)

KM 1 : 主要な指標（単体）		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
国際様式 の該当番 号		当四半 期	前四半 期	前々四 半期	ハの前 四半期	ニの前 四半期
単体流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					
単体安定調達比率						
18	利用可能安定調達額					
19	所要安定調達額					
20	単体安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(単位：百万円、%)

KM 1 : 主要な指標（連結）		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
国際様式 の該当番 号		当四半 期	前四半 期	前々四 半期	ハの前 四半期	ニの前 四半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					
連結安定調達比率						
18	利用可能安定調達額					
19	所要安定調達額					
20	連結安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

〔(別紙様式第五号) 別紙3〕

(単位：百万円、%)

	ものを含む。)									
29	うち、デリバティブ資産の額									
30	うち、デリバティブ負債（変動証拠金の対価の額を減ずる前）の額									
31	うち、上記に含まれない資産及び資本の額									
32	オフ・バランス取引									
33	所要安定調達額合計									
34	単体安定調達比率									

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 利用可能安定調達額

- a 項番1「資本の額」の項には、項番2及び項番3の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- b 項番2「うち、普通株式等 Tier 1 資本、その他 Tier 1 資本及び Tier 2 資本（基準日から 1 年を経過する前に弁済期が到来するものを除く。）に係る基礎項目の額」の項には、流動性比率告示第七十九条第一項において準用する流動性比率告示（以下この様式において「準用流動性比率告示」という。）第八十三条第一号から第三号までに掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番3「うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額」の項には、準用流動性比率告示第八十三条第四号及び第五号、第八十六条第六号並びに第八十七条第一項第八号並びに第二項第三号及び第四号に掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- d 項番4「個人及び中小企業等からの資金調達」の項には、項番5及び項番6の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番5「うち、安定預金等の額」の項には、準用流動性比率告示第八十三条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び準用流動性比率告示第八十四条に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番6「うち、準安定預金等の額」の項には、準用流動性比率告示第八十三条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び準用流動性比率告示第八十五条に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- g 項番7「ホールセール資金調達」の項には、項番8及び項番9の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番8「うち、適格オペレーション預金の額」の項には、準用流動性比率告示第八十三条第五号及び第八十七条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第八十六条第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- i 項番9「うち、他のホールセール資金調達の額」の項には、準用流動性比率告示第八十三条第五号及び第八十七条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第八十六条第一号、第三号から第五号まで並びに第八十七条第一項第六号及び第七号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- j 項番10「相互に関係する資産がある負債」の項には、準用流動性比率告示第百三条の規定を適用する負債の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番11「その他の負債」の項には、項番12及び項番13の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- l 項番12「うち、デリバティブ負債の額」の項には、準用流動性比率告示第八十七条第一項第二号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- m 項番13「うち、上記に含まれない負債の額」の項には、準用流動性比率告示第八十三条第五号及び第八十七条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第八十六条第六号並びに第八十七条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- n 項番14「利用可能安定調達額合計」の項には、項番1、項番4、項番7、項番10及び項番11の額の合計額を記載する。

(2) 所要安定調達額

- a 項番15「流動資産の額」の項には、準用流動性比率告示第九十九条第七号に掲げる資産の額及び準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十二条第一号から第三号まで、第九十三条、第九十五条第一号及び第九十六条第一号に掲げる資産の額の合計額を記載する。ただし、項番15に該当するものは、項番16から項番32までに含めないものとする。
- b 項番16「金融機関等に預け入れているオペレーション預金に相当するものの額」の項には、準用流動性比率告示第九十九条第七号に掲げる資産の額及び準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十六条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番17「貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額」の項には、項番18から項番20まで、項番22及び項番24の合計額を記載する。
- d 項番18「うち、レベル1資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、準用流動性比率告示第九十六条第二号及び第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十四条に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番19「うち、項番18に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、準用流動性比率告示第九十六条第二号及び第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十五条第二号及び第三号並びに第九十六条第三号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番20「うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額（項番18、19及び22に該当する額を除く。）」の項には、準用流動性比率告示第九十六条第二号、第九十七条及び第

九十九条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十六条第五号及び第九十八条第二号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- g 項番 21「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、項番 20 に該当する額のうち、準用流動性比率告示第九十六条第二号及び第五号並びに第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十七条に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番 22「うち、住宅ローン債権」の項には、準用流動性比率告示第九十六条第六号、第九十七条、第九十八条第二号及び第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- i 項番 23「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、準用流動性比率告示第九十六条第六号、第九十七条、第九十八条第二号及び第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- j 項番 24「うち、流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの」の項には、準用流動性比率告示第九十二条第三号、第九十六条第六号及び第九十八条第三号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十九条第六号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 25「相互に関係する負債がある資産」の項には、準用流動性比率告示第百三条の規定を適用する資産の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- l 項番 26「その他の資産等」の項には、項番 27 から項番 31 までの合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- m 項番 27「うち、現物決済されるコモディティ（金を含む。）」の項には、準用流動性比率告示第九十八条第四号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- n 項番 28「うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金（連結貸借対照表に計上されないものを含む。）」の項には、準用流動性比率告示第九十八条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- o 項番 29「うち、デリバティブ資産の額」の項には、準用流動性比率告示第九十九条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- p 項番 30「うち、デリバティブ負債（変動証拠金の対価の額を減ずる前）の額」の項には、準用流動性比率告示第九十九条第八号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- q 項番 31「うち、上記に含まれない資産及び資本の額」の項には、準用流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十二条第四号から第六号まで、第九十八条第三号及び第九十九条第二号から第五号までに掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- r 項番 32「オフ・バランス取引」の項には、準用流動性比率告示第一百一条及び第百二条の額の合計額を期間にかかわらず一括して記載する。
- s 項番 33「所要安定調達額合計」の項には、項番 15、項番 16、項番 17、項番 25、項番 26 及び項番 32 の額の合計額を記載する。
- t 項番 34「単体安定調達比率」の項には、項番 14 を項番 33 で除して得た値を記載する。

(3) その他

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(単位：百万円、%)

	ものを含む。)									
29	うち、デリバティブ資産の額									
30	うち、デリバティブ負債（変動証拠金の対価の額を減ずる前）の額									
31	うち、上記に含まれない資産及び資本の額									
32	オフ・バランス取引									
33	所要安定調達額合計									
34	連結安定調達比率									

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 利用可能安定調達額

- a 項番1「資本の額」の項には、項番2及び項番3の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- b 項番2「うち、普通株式等 Tier 1 資本、その他 Tier 1 資本及び Tier 2 資本（基準日から 1 年を経過する前に弁済期が到来するものを除く。）に係る基礎項目の額」の項には、流動性比率告示第八十三条第一号から第三号までに掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番3「うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額」の項には、流動性比率告示第八十三条第四号及び第五号、第八十六条第六号並びに第八十七条第一項第八号並びに第二項第三号及び第四号に掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- d 項番4「個人及び中小企業等からの資金調達」の項には、項番5及び項番6の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番5「うち、安定預金等の額」の項には、流動性比率告示第八十三条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び流動性比率告示第八十四条に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番6「うち、準安定預金等の額」の項には、流動性比率告示第八十三条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び流動性比率告示第八十五条に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- g 項番7「ホールセール資金調達」の項には、項番8及び項番9の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番8「うち、適格オペレーション預金の額」の項には、流動性比率告示第八十三条第五号及び第八十七条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第八十六条第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- i 項番9「うち、他のホールセール資金調達の額」の項には、流動性比率告示第八十三条第五号及び第八十七条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの

額並びに流動性比率告示第八十六条第一号、第三号から第五号まで並びに第八十七条第一項第六号及び第七号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- j 項番 10「相互に関係する資産がある負債」の項には、流動性比率告示第百三条の規定を適用する負債の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 11「その他の負債」の項には、項番 12 及び項番 13 の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- l 項番 12「うち、デリバティブ負債の額」の項には、流動性比率告示第八十七条第一項第二号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- m 項番 13「うち、上記に含まれない負債の額」の項には、流動性比率告示第八十三条第五号及び第八十七条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第八十六条第六号並びに第八十七条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- n 項番 14「利用可能安定調達額合計」の項には、項番 1、項番 4、項番 7、項番 10 及び項番 11 の額の合計額を記載する。

(2) 所要安定調達額

- a 項番 15「流動資産の額」の項には、流動性比率告示第九十九条第七号に掲げる資産の額及び流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十二条第一号から第三号まで、第九十三条、第九十五条第一号及び第九十六条第一号に掲げる資産の額の合計額を記載する。ただし、項番 15 に該当するものは、項番 16 から項番 32 までに含めないものとする。
- b 項番 16「金融機関等に預け入れているオペレーション預金に相当するものの額」の項には、流動性比率告示第九十九条第七号に掲げる資産の額及び流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十六条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番 17「貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額」の項には、項番 18 から項番 20 まで、項番 22 及び項番 24 の合計額を記載する。
- d 項番 18「うち、レベル 1 資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、流動性比率告示第九十六条第二号及び第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十四条に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番 19「うち、項番 18 に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、流動性比率告示第九十六条第二号及び第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十五条第二号及び第三号並びに第九十六条第三号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番 20「うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額（項番 18、19 及び 22 に該当する額を除く。）」の項には、流動性比率告示第九十六条第二号、第九十七条及び第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十六条第五号及び第九十八条第二号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- g 項番 21「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、項番 20 に該当する額のうち、流動性比率告示第九十六条第二号及び第五号並びに第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十七条に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番 22「うち、住宅ローン債権」の項には、流動性比率告示第九十六条第六号、第九十七条、第九十八条第二号及び第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- i 項番 23「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、流動性比率告示第九十六条第六号、第九十七条、第九十八条第二号及び第九十九条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- j 項番 24「うち、流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの」の項には、流動性比率告示第九十二条第三号、第九十六条第六号及び第九十八条第三号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十九条第六号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 25「相互に関係する負債がある資産」の項には、流動性比率告示第百三条の規定を適用する資産の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- l 項番 26「その他の資産等」の項には、項番 27 から項番 31 までの合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- m 項番 27「うち、現物決済されるコモディティ（金を含む。）」の項には、流動性比率告示第九十八条第四号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- n 項番 28「うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金（連結貸借対照表に計上されないものを含む。）」の項には、流動性比率告示第九十八条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- o 項番 29「うち、デリバティブ資産の額」の項には、流動性比率告示第九十九条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- p 項番 30「うち、デリバティブ負債（変動証拠金の対価の額を減ずる前）の額」の項には、流動性比率告示第九十九条第八号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- q 項番 31「うち、上記に含まれない資産及び資本の額」の項には、流動性比率告示第百条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十二条第四号から第六号まで、第九十八条第三号及び第九十九条第二号から第五号までに掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- r 項番 32「オフ・バランス取引」の項には、流動性比率告示第一百一条及び第一百二条の額の合計額を期間にかかわらず一括して記載する。
- s 項番 33「所要安定調達額合計」の項には、項番 15、項番 16、項番 17、項番 25、項番 26 及び項番 32 の額の合計額を記載する。
- t 項番 34「連結安定調達比率」の項には、項番 14 を項番 33 で除して得た値を記載する。

(3) その他

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載する。

- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。